

⑭様式第 2 号

- ・ 本学院に 3 年以上在学し、教育課程で定めた 9 3 単位を習得しなければならない。
- ・ 卒業の認定は、卒業認定会議を経て学院長が認定する。
- ・ 所定の単位数を取得した者は、専門士を称することができる